

第5回 犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会 議事要旨

1 日時

平成27年3月2日(月) 午前10時30分から午前11時20分まで

2 場所

警察総合庁舎第11会議室

3 出席者

(座長)

中島 聡美 (独) 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
成人精神保健研究部犯罪被害者等支援研究室長

(有識者構成員)

飛鳥井 望 (公財) 東京都医学総合研究所副所長
新 恵里 京都産業大学法学部法政策学科准教授
大山 みち子 武蔵野大学人間科学部人間科学科教授
木村 光江 首都大学東京法科大学院教授
宮崎 美千代 臨床心理士

(関係府省庁)

沖田 芳樹 警察庁長官官房総括審議官兼長官官房審議官(国際担当)
山本 仁 警察庁長官官房給与厚生課長兼犯罪被害者支援室長事務取扱
及川 京子 内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官

4 配付資料

報告書(案) (資料1)

5 議事要旨

(1) 報告書の取りまとめについて

【事務局説明(資料1)】

(討議)

ア 「第1 はじめに」について

構成員から意見なし。

イ 「第2 精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支援制度等の現状」について

構成員： 2頁37行目の「大学等の教育研究機関の心理相談室」について、心理相談室は教育研究機関以外にもあると思うので、同頁34行目の表題と同じく「大学等の教育研究機関等の心理相談室」としなくてよいか。

構成員： 具体的にはどういうところにあるのか。

構成員： 例えば地方で臨床心理士等が実施しているものがあると思う。

構成員： そうすると、医療機関で被害者を診るのと同じであるので、「4 民間犯罪被害者支援団体、大学等の教育研究機関等が行うカウンセリング」

には入らないのではないかと思う。この部分には、医療機関や警察以外の何らかの公益性を持った機関で実施されるものが記載されていると理解している。

構成員： そういう整理であるということは承知した。

構成員： 確認だが、「4 民間犯罪被害者支援団体、大学等の教育研究機関等が行うカウンセリング」で挙げられているものは、2頁13行目以降の「3 警察が所管するカウンセリング制度」で言及されている制度とは別のものであるという整理でよいか。

事務局： そのとおり。

構成員： 「3 警察が所管するカウンセリング制度」の「(2) 警察が委嘱した部外カウンセラー」が、警察から委嘱された業務とは別に自分の相談室等を開設している場合を想定して、37行目を「大学等の教育研究機関等の心理相談室」とした方がいいのではないかと思ったのだが、今御意見を聞いて、そういう場合でも「(2) 警察が委嘱した部外カウンセラー」に含まれるだろうと思った。

構成員： この「4 民間犯罪被害者支援団体、大学等の教育研究機関等が行うカウンセリング」は、個別のカウンセリングをたまたま引き受けることがあるという機関ではなく、被害者支援としてのカウンセリングをある程度公に近い形で実施している機関が含まれるという理解でよいか。

事務局： そのとおり。

この部分は34行目の表題について、「教育研究機関等」の等を削除する形で修正したい。

ウ 「第3 犯罪被害者に対する心理療法等の現状」について

構成員： 実態調査の結果では、被害者にとって、カウンセリングの受診が経済的な負担になっているといった意見や、医師の勧めにもかかわらず金銭的負担が大きすぎて治療を継続できなかった被害者がいたといった声もあったと記憶している。カウンセリングの公費負担制度の必要性を説明するためにも、そうした被害者の窮状に関する記述を加えてもいいのではないか。

事務局： 実態調査には、「これまで治療を行った犯罪被害者のうち、費用がネックとなり、通院をやめたり、本来受けた方がよい治療を受けられなかった者はいたか」という問いがあった。結果は、医師については、この問いに回答した55人のうち、「いいえ」が35人、「はい」が20人となっている。心理職については、この問いに回答した125人のうち、「いいえ」が77人、「はい」が48人という結果になっている。

構成員： 「はい」が過半数を超えているわけではないが、「そういう実態が少なからずある」と言ってもいい数字だと思う。

構成員： 「はい」が全体の約4割となっているので、私も使える数字だと思う。こうした実態があって本研究会が発足したわけなので、改めて言う必要はないかもしれないが、研究会設立の趣旨が実態調査でも確認できたと

いうことを記載してもいいと思う。

構成員： 報告書は、ある種のアピールなので、データを公正に用いつつ、読んだ人の気持ちに訴えるように使うことも必要だと思う。実際、約4割の医師・心理職が「はい」と回答しており、無視できない実態がそれなりにあると思う。

構成員： 非常に重要な御意見だと思う。3頁13行目以降の「○」の一番上に、費用がネックになって治療を断念した人が何割かいるということが確認されたとの記載を加えるということではどうか。書きぶりは事務局と相談して確認させていただきたい。

エ 「第4 犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する施策の在り方」について

構成員： 本報告書では、1頁7行目以下で「心理療法（精神療法）・カウンセリング（以下「心理療法等」という。）」と断りを入れているが、4頁25行目では、「精神療法」という用語が使われている。これは、やはり診療報酬制度の話となると、「精神療法」という用語を使わざるを得ないので、他の部分と統一されていないという理解でよいか。

構成員： そのとおりだと思う。同様に、「臨床心理技術者」という用語も使われている。ここは、診療報酬制度の話なので「精神療法」という言い方になっているということを読む人が理解できると思う。

構成員： ここは、内容が診療報酬制度になっていることを踏まえて「精神療法」という用語を使っているということではどうか。

（「はい」という声あり。）

構成員： 細かい話となるが、4頁31行目以降の「ア 警察部内カウンセラーによるカウンセリング」のところで、5頁1行目から2行目にかけて「最低でも1名以上」とあり、表現が重複しているように思えるので、「最低でも1名」又は「1名以上」にしてはどうか。

構成員： 「確実に部内カウンセラーが配置されることを期待する」と書けば、人数を明記しなくても1名以上はいることを期待することになるが、あえて人数を書くことによって、既にいるところでも増やしてほしいといった期待を含んでいるのか。

事務局： 事務局としてはそういう気持ちがなかったわけではないが、部内カウンセラーの不在県の解消が主眼であるので、必ずしもこだわりのある表現ではない。

構成員： 承知した。では、あまり人数を強調するのではなく、不在の県をなくすというニュアンスで修正させていただきたい。

構成員： 5頁3行目以降の「イ 警察が委嘱した部外カウンセラーによるカウンセリング」のところで「ただし、カウンセリングの実施者を特定の精神科医等に限定していることから、委嘱状況によっては地域間の偏在性が生じてしまうこと等の課題が示された」とあるが、これは、「ある特定の精神科医や臨床心理士にだけ委嘱するより、何人かに委嘱した方が

いい」という意味ではないという理解でよいか。都道府県警察によっては、部外カウンセラーが1人しかいないところもあると思うので念のため確認したい。

事務局： もちろん、そのような現在の部外カウンセラーの運用実態を否定するものではない。これまでの御議論を踏まえても、現在の運用を否定する意図がないことは明らかであると考え、このような文章とした。

構成員： 理解した。

構成員： 報告書を読む人は、議論の経過を必ずしも知っているわけではないということを前提とすると、私の感覚では、「カウンセリングの実施者を特定の精神科医等に限定していることから、委嘱状況によっては地域間の偏在性が生じてしまう」という文章は、因果関係が逆のように思える。つまり、この文章では、特定の精神科医等に限定していることが原因で、地域間の偏在性が生じてしまうと言っているように読めるが、実際には、人材が限られているという地域間の偏在性があるって、特定の精神科医等に委嘱が集中することになるのだと思う。よって、精神科医等を限定することの問題というよりも、特定の精神科医等に委嘱が集中してしまうことの問題であると思う。お願いしたいほどの人材がたくさんはいないという状況は、どのような仕事であっても起こり得ることだ。

構成員： この「地域間の偏在性」は、カウンセリング行ける場所が限られるという意味だと理解していたが、どうだろうか。

構成員： では、特定の精神科医等に限定しているのではなく、委嘱できる者がなかなかいないということが分かるように修正してはどうか。「限定している」という言い方には恣意性があるように見えるが、それが誤解を生んでいると思う。

構成員： 承知した。「限定している」という言い方が、本当は委嘱する者がいるのに、あえて絞っているように聞こえてしまうので、そうではなく、「カウンセリングの実施者が特定の精神科医等に限られていることから…」と修正してはどうか。

構成員： あるいは、「集中してしまうことから…」はどうか。「限定」というと、やはりネガティブなニュアンスになる。

例えば、県庁所在地付近の者に部外カウンセラーとしての業務を委嘱すると、実際には、それ以外の場所では部外カウンセラーによるカウンセリングが行われないことになるので、どうしても偏在はしてしまう。広い県では、部外カウンセラーが1人、2人いてもなかなかサービスが利用できないということになるが、どう解決したらいいのだろうか。

構成員： 実態調査でも、医療機関の自助努力により犯罪被害者等に対する心理療法が行われている状況が分かったが、特定の精神科医等への部外カウンセラー業務の集中という問題は、実施者側の自助努力とも関係があると思う。つまり、特定の精神科医等に業務が集中してしまうことは、利用者である被害者の方にとっての困り事でもあると同時に、志と技量の

ある先生方の自助努力を多分に必要としていて犠牲が大きい。これは、おそらく本研究会で解決したい問題の一つでもあると思う。

委嘱する者がいないことも問題だが、委嘱した者に業務が集中するという問題もあるのではないかと思う。

構成員： 例えば、「カウンセリング実施者が特定の精神科医等に集中してしまうため…」といった書き方はどうだろうか。そうすると、あえて絞っているわけではなく、結果的にそうなっているというニュアンスになると思う。

構成員： 「限定している」というよりは、まだ「限られている」や「集中している」という言い方がいいと思う。

構成員： そういったニュアンスでよければ、御意見が反映されるよう修正させていただきます。

構成員： 念のために申し添えたい。「集中してしまうことから…」という言葉だけだと、「技量を問わず業務が集中している」ということではなく、「技量があるがゆえに集中してしまっている」ということが伝わりにくくなるのではないか。技量のある人材が少ないがゆえに集中しているということが読み取れるような文章であればいいと思う。

構成員： その問題を報告書で指摘することによって、これからできる制度の中で、より一層人材が育成され、集中が解決されるといいと思う。

構成員： ここは提言に関わる部分であるので、極めて重要だと思う。御意見を反映させるよう修正したい。

構成員： 修正意見ではないが、5頁7行目以降の「ウ 警察によるカウンセリング費用の公費負担制度」で、「運用基準等のモデルを示すべきである」と書いていただいたのは非常にありがたいと思う。

構成員： 5頁8行目で「一部の都県警察」とあるが、これは、実際に制度が運用されているのは都県であるからこういう書き方になっているという理解でよいか。

事務局： そのとおり。

構成員： 6頁18行目以降の研修の参画主体について、民間被害者支援団体や法律専門家を加えるよう事前に意見提出していた。参画主体が増えれば研修の実施に要する予算も増えるが、これは、公費負担制度の全国展開と同時に是非トーンダウンせずに進めていただきたいと思っている。実は、こうした研修が被害者支援のためのローカルネットワークの形成の場になる。ここで皆が顔を合わせることによって、だんだんつながりが構築されるので、今後とも充実させていただければと思う。また、必要な予算措置をしていただけることを期待している。

構成員： このテーマは、おそらく、内閣府で開催されている基本計画策定・推進専門委員等会議で引き続き推進されると思うがどうだろうか。

内閣府： 御指摘のとおり、現在、次期犯罪被害者等基本計画の策定に向けた議論を行っているところであるが、この点についても当然議論の対象にな

らとと思っている。

構成員： 施策の推進とともに財源の措置もお願いしたいという御意見であったが、それを後押しするものとして報告書があると思う。

他に全体を通して御意見はないか。

(「なし」という声あり。)

オ 「第5 おわりに」、「参考資料1」及び「参考資料2」について
構成員から意見なし。

カ 報告書の取りまとめについて

構成員： それでは、本研究会として報告書の取りまとめを行わせていただく。

本日御意見をいただいた部分の修正については、座長一任ということ
でよいか。

(「はい」という声あり。)

構成員： 報告書については、本研究会の成果として、研究会の開催を提言いただいた犯罪被害者等施策推進会議に報告をする必要があると考えている。現在、同会議の分科会である基本計画策定・推進専門委員等会議において、第2次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価と次期計画の策定が議論されているところであるが、皆様に御了解いただければ、本研究会事務局と内閣府とも調整の上、しかるべき時期に基本計画策定・推進専門委員等会議にて報告書の取りまとめについて報告させていただきたいと考えている。これについて意見はないか。

(「なし」という声あり。)

(2) 総括

構成員： 被害者がカウンセリング費用のことも含めて精神的な被害でずっと悩ま
れ続けている状況の中で、もちろん治療に資することが一番大切だと思う
が、少しでも費用が公費負担されることにより、社会が見捨てないで自分
たちを回復できるように見守ってくれている、支援されているという実感
が湧くのではないかなと思っている。今後の一層の充実を私自身も期待、
切望している。

構成員： 公費負担制度を導入・全国展開していただくことによって救われる人が
いるだろうなということを実感している。例えば、被害に遭ったことを誰
にも話していなかったのに、加害者の供述等によって被害が認知され、精
神的な大きなショックを受けるということがあるが、こういう被害者に公
費負担制度が確実に届くよう周知徹底がなされれば、本当にどれだけの人
が救われるだろうかと思う。

構成員： 公費負担制度による支援の姿勢を国や都道府県が示すということは、非
常に重要だと思う。制度が更に発展するといいと思っている。

構成員： もう少し診療報酬制度に関する提言を書きたかったという気もするが、
今後、議論が進展するとありがたいと思う。

構成員： 犯罪被害者のための心理療法に関する議論は、総論は誰も反対しないが
各論になると途端に壁だらけというのが、ずっと国の議論の趨勢であった

かと思う。しかし、その議論はこれまで散々行ったので、本研究会は比較的コンパクトに議論が進んだと思う。報告書についても、分量はそれほど多くないが、ポイントは全て盛り込まれていると思う。今できる、おそらく関係者の知恵を全部集めた内容になっているのではないかと思う。

また、これまでの議論では、犯罪被害者等に対するカウンセリングは医師の自由診療により提供されているとの想定に基づいており、その上で制度をどう構築するかという議論だった。しかし、実態調査の結果、そうではなく、医師は、自助努力で賄われている部分も多いが、むしろほとんどが保険診療で実施しており、また、カウンセリングの主体としては心理職が担っている部分が多いといったことが明らかになった。これを踏まえて課題をどうやって解決していこうかというこれまでにない議論ができるようになったので、やはりきちんと実態調査を行ってデータを取ったことは無駄ではなかったと感じている。

さらに、警察に被害を申告しても何も良いことがないと感じている被害者もいる中で、事件化しなくても、申告すればこういうサービスが受けられるという支援のメニューが1つ増えるだけでも、被害者の意識が変わってくるのではないかと思う。是非この制度が実際に活用されることを期待している。

構成員： この問題は懸案であり、精神的被害を回復する上でカウンセリングが重要だと分かっているながら制度化することが非常に難しかった。

議論の焦点が犯罪被害給付制度に当たっていた時期もあるが、実態調査の結果、心理職によるカウンセリングに焦点を当てなければいけないということがはっきりしたことと、被害者にとって治療費用の経済的な負担が大きいということも明らかになったのは極めて重要だと思う。

既に一部の都県警察で実施されている制度ではあるが、運用基準がモデルとして示され、全国展開されるとともに、広報されていくということは被害者にとって非常に朗報であろうと思う。

内閣府： 現在、政府では第3次犯罪被害者等基本計画の策定に向けた議論に入っている。本研究会の結論を踏まえ、制度をいかに使っていただくかということを見るとともに、第3次基本計画の策定に向けて、更に被害者のためになるような施策を考えるというスタンスで推進してまいりたいと考えている。

事務局： 本日、皆様に取りまとめを行っていただいたので、研究会は本日で最後となる。

報告書は、基本計画策定・推進専門委員等会議に報告させていただくほか、警察庁においてホームページに掲載するなどして公表する予定である。

[了]